

環境配慮契約法及び基本方針の概要

環境配慮契約法（平成19年法律第56号）：

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の
排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
（平成19年5月23日公布、11月22日施行）

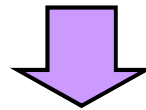
環境配慮契約法の概要

ねらい

国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、

- 一定の競争性を確保しつつ、
- 価格に加えて環境性能を含めて評価して、
- 最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする

上記の仕組みを制度的につくる



- 国等による環境負荷（温室効果ガス等の排出）の削減
- 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

環境配慮契約法の概要

国及び独立行政法人等：義務

責務 (法第3条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進
 - 供給サイドへの働きかけ

「基本方針」の策定（法第5条）
環境配慮契約の推進に関する基本的事項等

電気の供給を受ける契約
自動車の購入等に係る契約
船舶の調達に係る契約
ESCO(省エネ改修)の契約
建築物の設計に係る契約 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、
➤基本方針に従い、環境配慮契約の推進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第6条）
➤環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知（法第8条）

環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
(法第9条)

国及び独立行政法人等【法による義務付け対象】

国：各府省庁（地方支分部局を含む）、
国会、各裁判所等

独立行政法人等（法第2条第3項）：

独立行政法人、特殊法人

- 独立行政法人・特殊法人のうち、資本金または運営費について国の関与が深い法人であって、政令で定めるもの

国立大学法人、大学共同利用機関法人、
日本司法支援センター

- それぞれの設立根拠法令において、独立行政法人とみなす規定を置き、国の機関と同様の義務を課している

（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第2条第3項の法人を定める政令）

環境配慮契約法の概要

地方公共団体等：努力義務

責務 (法第4条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - ➡ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進（供給面）
 - ➡ 供給サイドへの働きかけ

環境配慮契約の推進（法第11条）

- 環境配慮契約の推進に関する方針の作成（第1項）
 - ➡ 契約方針は、グリーン購入法に基づく年度ごとの調達方針や基本方針に含めることが可能（かつ合理的）
- 契約方針には、環境配慮契約の種類について定める（第2項）
 - ➡ 法律上で記載が求められる事項は、取り組む契約の種類のみ（電力・自動車・船舶・ESCO・建築等）
- 契約方針に基づく必要な措置（第3項）
- 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表（第4項）

地方公共団体等：地方公共団体及び地方独立行政法人

グリーン購入法と環境配慮契約法の比較

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>製品・サービスの環境性能</u>を規律 ・<u>最低価格落札方式</u>による調達が原則 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>契約の方法</u>などの仕組みを規律 ・契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など<u>推奨する契約方式等を規定</u>
趣旨	<p><u>一定水準の環境性能</u>を満たす製品・サービスの調達</p>	<p>価格等を含め総合的に評価して<u>最善の環境性能</u>を有する物品・サービスの調達</p>
対象品目・契約	<p>紙類、文具類、OA機器、自動車等、制服・作業服、設備、防災備蓄用品、公共工事、役務など<u>19分野261品目</u></p>	<p>電力の購入、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、ESCO事業、建築設計の<u>5つ</u>の契約類型</p>
対象機関	<ul style="list-style-type: none"> ・各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が義務対象機関 ・地方公共団体等は努力義務 	<p>同左</p>
内容など	<ul style="list-style-type: none"> ・環境物品等の判断基準を閣議決定 ・基本方針に従い、環境配慮調達 ・対象機関が調達実績を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮契約の方法等を閣議決定 ・基本方針に従い、環境配慮契約 ・対象機関が契約実績を公表

基本方針の概要

【平成22年2月5日閣議決定】

電気の供給を受ける契約

- 入札に参加しようとする電力事業者について、電力の二酸化炭素排出係数、環境負荷の低減に関する取組の状況を評価し、入札参加資格を付与する方式を採用。【裾切り方式（入札参加資格で環境に配慮した一般競争入札）】

自動車の購入及び賃貸借に係る契約

- 入札価格に加えて環境性能（燃費）を考慮して総合的に評価する契約方式を採用。【総合評価落札方式】

船舶の調達に係る契約

- 設計業務を発注する場合は環境配慮技術を評価項目に含める契約方式を採用。【プロポーザル方式】
- 小型船舶の調達に当たっては推進機関の燃料消費率等を要件に含める契約方式を採用。【裾切り方式】

基本方針の概要

【平成22年2月5日閣議決定】

ESCO事業に係る契約

- 法律により国庫債務負担行為が延長されたことに伴い、適切なESCO事業の進め方を整理するとともに、設備更新を伴う場合もESCO事業に含まれることを明確化し、ESCO事業の効果的な活用を図る。
【プロポーザル方式、総合評価落札方式】

建築物の設計に係る契約

- 建築物の環境性能に最も大きな影響を及ぼす設計段階について、設計者の能力を評価する際に環境配慮技術を評価項目に含める契約方式を採用。【プロポーザル方式】

6つ目の契約類型として専門委員会で
「産業廃棄物の処理に係る契約」検討中

電気の供給を受ける契約【裾切り方式】(p.17)

裾切り方式

要件 1 : 前年度 RPS法（新エネ等利用特別措置法）
第8条第1項の勧告を受けていないこと

要件 2 : 前年度の下記の実績を点数制で評価し、例えば
70点以上の電気事業者に入札参加資格を付与

二酸化炭素排出係数（70点程度）

未利用エネルギーの活用状況（15点程度）

新エネルギーの導入状況（15点程度）

+

グリーン電力証書の譲渡予定量（10点程度）

電気の供給を受ける契約【区分・配点例】(p.18)

要素	区分	配点
平成22年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）	0.300 未満	70
	0.300 以上 0.325 未満	65
	0.325 以上 0.350 未満	60
	0.350 以上 0.375 未満	55
	0.375 以上 0.400 未満	50
	0.400 以上 0.425 未満	45
	0.425 以上 0.450 未満	40
	0.450 以上 0.475 未満	35
	0.475 以上 0.500 未満	30
	0.500 以上	25
平成22年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	15
	0.675 %以上 1.35 %未満	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
平成22年度の新エネルギー導入状況	1.0 倍以上	15
	0.8 倍以上 1.0 倍未満	5
グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0

で15点、で15点の場合
 ・裾切り基準を ~ で満たすために必要な排出係数は **0.450**未満

・グリーン電力証書を活用すれば **0.500**未満まで参入可能

東京電力管内における配点例